

市町村総合計画

1. 姫路市「姫路市総合計画」

テーマ：『安全で安心して暮らせる心かよう交流の都市・姫路』

計画期間・・・基本構想：平成 13 年～平成 24 年度（12 年間）

基本計画：平成 13 年～平成 24 年度（12 年間）

1) 治水について

総合的な防災対策の推進
<p>災害に強い都市づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害の未然防止とその被害を最小限に抑えるため、植林と森林保全を進めるとともに、治山治水対策や急傾斜地の崩壊防止など自然環境の防災構造化を推進する。

河川・排水路の整備
<p>河川の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要河川である一級河川及び二級河川については、都市水害の発生を防止し、流水の正常な機能を維持するため、国・県に対し改修の協力をする。

2) 下水道について

下水道の整備
<p>公共下水道事業の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全と市街化調整区域内の生活環境を改善するため、管渠整備を推進する。一般家庭等のトイレの水洗化に向けた啓発、指導に努めるとともに水洗便所の改造資金の貸付や私道への公共下水道管の施設等により、早期水洗化の促進を図る。 <p>農業集落排水事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用水の水質保全と農村地域の生活環境を改善するため、農業振興地域において農業集落排水施設の整備を推進する。

3) 上水道について

上水道の安定供給
<p>水質管理の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境汚染物質、農薬、消毒副成物等の監視、検査の充実を図るとともに、浄水施設の整備や水質管理体制の強化を図る。

4) 空間整備について

河川の整備
<p>河川環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アメニティの骨格なる水緑軸を構成する市川、夢前川、揖保川の三大河川を軸とし、本市を流れる中小の様々な河川においても親水機能の向上を図る。

公園・緑地の整備
河川公園 ・市川、夢前川、揖保川等の河川敷を利用して、遊歩道、花壇等を設置し、散策やジョギングなどが楽しめる水と緑を生かした市民の憩いの場として整備する。

緑化の推進と親水空間の創出
潤い豊かな親水空間の創出 ・水緑軸を構成する市川、夢前川、揖保川等の三大河川の河川敷を利用した親水拠点づくりを推進する。

2. 龍野市「第4次龍野市総合計画」

テーマ：『自然と文化と産業が調和する人間中心都市』

計画期間・・・基本構想：平成13年～平成22年度（10年間）

基本計画：（前期）平成13年～平成17年度（5年間）

1) 治水について

治山・治水事業の推進
河川改修の推進 ・一級河川山根川を始め、未改修河川について、年次計画によって改修を推進する。

2) 下水道について

下水道事業の推進
公共下水道事業の推進 ・平成20年度に計画区域全域の供用開始を目指して、公共下水道の整備を進める。 ・公共下水道の健全な経営を維持するため、総合的な検討を行うとともに、供用値域における水洗化の推進や施設・業務の効率的な維持運営に努める。
農村地域の下水処理の推進 ・さわやかな農村環境を実現するため、排水設備の接続工事の進捗を誘導する。 ・施設の維持管理、使用料金体系について、公共下水道事業との調整を図りながら、健全経営維持のための総合的な検討を行う。
合併浄化槽助成制度の創設 ・下水道整備が困難な地区や小戸数で整備費が多額となる場合には、個人設置による合併浄化槽で対応することとし、設置に対する助成制度の創設を検討する。

3) 上水道について

水道事業の充実
安全な上水の安定的供給のための施策 ・安全な上水を安定的に供給するため、老朽化した施設の改良を行うとともに、

市民のニーズである『おいしい水』に応えるため浄水施設の改良に取り組み、また、耐震性を考慮した配水管の新設及び鋳鉄管への敷設替えなど、水道施設の整備を進める。

4) 環境について

地球環境の保全
<p>龍野市こどもエコクラブ事業の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内小学生(4～6年生)を対象に、水生生物調査、酸性雨調査、野鳥観察、星空観察など、身近な自然とふれあひながら環境教育に取り組む。

治山・治水事業の推進
<p>多自然工法の採用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治山・治水・ため池施設の施行に当たっては、希少な動植物等の生息環境を保全し、憩いと安らぎの空間を提供する多自然型工法を取り入れる。

5) 空間整備について

公園・緑地の整備
<p>水辺空間の公園化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・揖保川を水のシンボルゾーンとして位置づけ、揖保川河川敷整備計画により、多目的広場やサイクリングコースなどスポーツ・レクリエーション施設や親水施設を引き続き整備する。 ・また、林田川についても整備を検討する。

3. 御津町「第4次御津町総合計画」

テーマ：『ひとが輝く・うみとはなの津のまち』

計画期間・・・基本構想：平成13年～平成22年度(10年間)

基本計画：(前期)平成13年～平成17年度(5年間)

1) 上下水道について

上・下水道の整備
<p>上下水道の安定供給と水資源の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上水道は、西播磨水道企業段との連携を強化する中で、安定した供給を確保する。 ・また、限られた水資源を有効に活用するため、職場や家庭などでの節水のPRを図り、上水道に対する住民の関心と理解を深めていく。
<p>流域下水道と公共下水道の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流域下水道は、県が事業主体となって、平成17年度完了を目処に進められている。 ・その事業の促進を図るとともに、流域下水道計画の拡大等と整合を図りながら、平成15年度完了を目処に事業推進を図る。
<p>住民の環境保全意識の高揚</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道整備の目的である、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を効果的に進めるためには、各家庭等での排水設備の整備が必要である。

- ・そのため、水洗化のPRを進める一方、石鹼の使用・食用油を流さないなどの啓蒙活動を推進し、住民の環境保全意識の高揚を図る。

し尿処理体制の整備

し尿処理施設の活用と充実

- ・し尿処理については、委託によるし尿、許可による浄化槽汚泥の収集業務の管理を強化するとともに、揖龍保険衛生施設事務組合の処理施設の整備と効率的な運用を図る。
- ・公共下水道の供用区域での水洗化を促進する。

2) 環境について

環境学習の推進

自然海岸などを生かした環境学習

- ・本町の海岸は、県内瀬戸内海沿岸では最後の自然海岸であり、変化に富んだ海岸線と、背後の緑地は貴重な自然の宝庫である。そうした自然環境を、単にレクリエーション利用としてのみとらえるのではなく、子どもたちを中心とした環境学習の場として位置づけ、自然観察等のための地域整備を図る。

市街地における自然環境の保全・復元

- ・豊かな自然環境に対して、地域特性に応じた保全を図るだけでなく、市街地の開発等では、ビデオトープの創出を図るなど、自然環境の復元・創造を促進する。
- ・それを環境学習の場として生かすとともに、自然環境への関心を高めるきっかけづくりを進める。

4. 太子町「第4次太子町総合計画」

テーマ：『和のまち太子』

計画期間・・・基本構想：平成12年～平成21年度（10年間）

基本計画：（前半）平成12年～平成16年度（5年間）

1) 治水について

防災対策の推進

防災型都市計画の推進

- ・災害に強い上水道などのインフラ整備を推進するとともに、町内の河川について護岸や危険個所の改修整備に努め、治山事業とともに治水事業を推進する。

2) 上水道について

安定した生活水の提供

水源の確保

- ・自己水源の確保とともに兵庫県広域水道からの計画的な受水により、経済的で安定した供給を確保し、安全な生活水の提供に努める。

配水事業の計画的促進

- ・下水道事業計画や道路計画等に合わせて、効率的に配水管を整備する。

3) 下水道について

下水道等の整備
流域下水道の整備促進 ・県や関係 2 市 5 町と調整を図りながら、揖保川流域下水道の整備を推進する。
汚水施設の整備 ・公共下水道計画に基づき、町全域の整備完成をめざす。
雨水施設の整備 ・市街化区域内の浸水個所の解消を推進する。また、雨水施設を利用した散策路の整備なども検討する。
公共下水道の利用の促進 ・下水道等の整備に伴い、各家庭における公共下水道の利用を促進する。

4) 環境について

生活環境 及び 水辺の環境
保全の促進 ・大津茂川・林田川の水質保全に努めるとともに、恵まれた河川環境をまちなみの構成に活かすよう努める。
親水空間の整備 ・林田川の宮原橋以南に、水に親しめる環境づくりの推進を図りに要望し、沿線の植樹も合わせて行うなど住民の憩いの場として充実を図る。
ビオトープの確保 ・福井大池については、多くの野鳥の生息をはじめとした豊かな自然生態系を保全するとともに、池の周回散歩ができる住民の憩いの場、こどもが水と親しめる空間、生物観察のできる学習の場などとしても活用できるよう公園整備を推進する。

5) 空間整備について

生活環境 及び 水辺の環境
河川敷を利用した散策路の整備 ・河川堤防敷に、ポケットパークや散策路の整備を検討する。

5 . 揖保川町「第 4 次揖保川町振興計画」

テーマ：『心とからだ 健康のまちづくり』

計画期間・・・基本構想：平成 14 年～平成 23 年度（10 年間）

基本計画：（前期）平成 14 年～平成 18 年度（5 年間）

1) 治水について

治水事業の推進
河川の整備 ・砂防堰堤、砂防流路工の親切・改善により、砂防河川を整備するとともに、危険個所の適性管理や集落周辺からの計画的な河川整備を促進する ・前川、瀬戸川の改修については、県と調整を図り事業の早期完成をめざす。 ・河川の愛護意識の啓発を行い、河川の美化や治水意識の高揚を図る。

雨水排水路の整備

- ・市街地部の適正な雨水対策や集中豪雨等による内水氾濫に備え、緊急性や重要性の高い地区から計画的かつ効率的な雨水排水整備を進める。

2) 上水道について

上水道の充実

上水道の整備・充実

- ・安定給水と水質の保全のため幹線の改良、石綿管などの布設替えやネットワーク化などを推進する。

3) 下水道について

下水道の充実

下水道施設の整備

- ・揖保川流域関連公共下水道事業の事業認可区域について下水道整備を計画的に推進し、平成 17 年度を目標に町全域の整備完了をめざす。
- ・下水道工事の舗装復旧について早期整備を行う。

広報活動の充実

- ・町内全域に快適で衛生的な生活環境と良好な自然環境を確保するため、下水道の必要性等について周知を図り水洗化や排水施設等の整備促進を図る。

4) 環境について

環境の保全

環境汚染防止体制の充実

- ・環境汚染防止は住民、事業者、行政が協力して解決を図り、公害のない住みよい環境づくりを推進する。
- ・公共下水道整備を推進し、公共水域の水質保全を図る。

治水事業の推進

河川の整備

- ・馬路川、中垣内川、西瀬戸川等の河川の、総合利用の検討、堆積物等の障害物の除去による河川の安全の確保と環境の美化を促進する。

5) 空間整備について

地域資源を活用した集客魅力の向上

観光施設の充実

- ・揖保川の水辺空間を活かしたスポーツや健康ウォーキングの場を整備する。
- アクアホール、河川敷の有効活用**
- ・アクアホールや河川敷の有効活用により、新たな観光魅力を創出し、集客力を高める。

地域間交流の推進

地域間交流の推進

- ・全国川サミットの趣旨に基づき、揖保川流域サミットの実施を検討する。

6 . 新宮町「新宮町新総合計画」

テーマ：(「人、もの、事」に 優しい 快適環境歳)

計画期間...基本構想： 平成 8 年～平成 17 年度 (10 年間)

基本計画：(後期)平成 13 年～平成 17 年度 (5 年間)

1) 治水について

河川の整備
河川改修の推進 ・国・県の管理河川である揖保川、栗栖川、角亀川などについては、河川の周辺地域の防災的な観点からその改修を促進し、改修事業の早期の完成をめざすとともに、補修工事の実施の促進をはかる。特に市街地に接する栗栖川においては、洪水時の安全の確保をはかるため、築堤の促進につとめる。 ・河川改修とあわせて、砂防施設の整備の促進をはかる。 ・町全体を網羅した治水、治山事業との調節をはかりながら、町管理河川の改修を計画的に推進する。
自然災害の防止
治山・治水対策の充実 ・河川や池沼、農業用水路の改修を計画的にすすめるとともに、砂防ダムの建設など砂防事業を促進し、治山・治水対策の充実をはかる。

2) 下水道について

下水道等の整備
下水道施設整備の推進 ・既成市街地の都市化の進展や、播磨科学公園都市の熟成化などに対応して、河川や水路の改修、管路の埋設空間となる道路の新設・改良、基幹となる流域下水道の整備などとの連携のもとに、公共下水道の整備を計画的に推進する。 ・地域住民の理解を得ながら地域の実情に応じた農業集落排水事業や合併浄化槽の普及などの推進をはかる。
汚水処理等の充実 ・生活排水処理計画にもとづき、公共水域の汚濁防止をはかる。
水洗化の推進 ・公共下水道の整備効果を町民に波及し、快適な生活環境づくりを実現するため、水洗化の普及にむけて広報活動などの強化をはかる。 ・水洗化工事に対する指導の強化をはかるなど、水洗化の普及への取り組みをすすめる。

3) 上水道について

上水道の整備
水の安定供給の推進 ・今後の新規の住宅開発や下水道整備の進捗による水洗化の普及、新たな産業や研究機関の立地などの動向を見通して、水需要に対応した安定した水源の確保につとめる。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渇水時の対応なども考慮して、水の安定供給の推進をはかるとともに、町民や企業と連携しながら節水対策の推進をはかる。 <p>水質管理体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水道法の改正による水質検査項目の増加に対応した水質検査体制の整備をすすめるとともに、水源の水質保全をはかる。 ・ 高度浄化処理の実施など、安全でおいしい水の供給に向けた整備をはかる。
--

4) 環境について

自然環境の保全・整備
<p>自然環境の調査と既存緑地などの保全・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然公園整備ゾーンの保全・活用水辺環境の充実に取り組む。 <p>水辺環境の整備・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川改修、用水路改修においては、環境ブロックの使用等、生き物の生息環境に配慮した工法の導入に努めるなど、河川の自然環境の保全に取り組む。

河川の整備
<p>水辺空間の保全・整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑豊かな都市基盤の形成をはかり、河川の水辺環境の保全、整備などを総合的・体系的にすすめるため、関係機関との調節をはかり、まちづくりの観点から河川環境整備の整備指針の策定につとめる。 ・ 河川改修や用水路改修などの際には、生きものの生息環境に配慮した工法の採用など自然環境の保全につとめる。 ・ 身近にふれることができる河川などの水辺環境の保全に対する町民の活動を促進するとともに、地域住民などの協力のもとに、緑道の整備、修景整備など水辺空間の整備につとめる。

5) 空間整備について

河川の整備
<p>水辺空間の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 揖保川河川敷については、新宮リバーパークの機能充実をはかりながら、揖保川まつりをはじめ吊り橋のライトアップや各種イベントの開催など、新宮町のシンボル空間としてその活用や運営管理の一層の充実をはかる。

自然環境の保全・整備
<p>水辺環境の整備・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川敷などを活用したスポーツ・レクリエーション施設の整備や遊歩道の整備など、水辺環境の整備を推進し、水辺を結ぶやすらぎ空間のネットワーク化につとめるなど、町民の憩いの場としての活用を図る。

観光の振興
<p>観光拠点の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水辺空間保全整備ゾーンのスポーツ・レクリエーション地域としての整備や森林レクリエーション整備ゾーンにおける野外活動施設や自然体験施設などの整備をすすめるとともに、新たな観光拠点としての活用につとめる。

7. 山崎町「山崎町振興計画」

テーマ：『「人・暮らし・自然」・・・共生し彩りのあるまち
～知恵と汗を出し合うまちづくり～』

計画期間・・・基本構想：平成13年～平成22年度（10年間）
基本計画：（前期）平成13年～平成17年度（5年間）

1) 治水について

地区別の河川整備
未改修河川の整備促進 ・中広瀬・今宿地内・田井地内における揖保川河川改修 ・貴重な観光資源でもある比地の滝の周辺整備を推進

2) 上下水道について

上下水道施設整備の早期完了
「山崎町生活排水処理計画」に基づいた整備 ・上水道施設の早期完了 ・既設簡易水道の統合整備推進 ・下水道施設の早期完了

3) 環境について

町の風土・文化を活かした河川及び周辺整備
自然環境保全のための組織体制整備 ・生態系の保存、復活 ・自然石使用の多自然型護岸（河川プール等） ・自然な森や河川での遊び場復活

豊かな人間性を育むまちづくり
教育環境の充実 ・本町のもつ豊かな森林、河川といった自然環境特性や地域の教育力を活かした教育環境づくりを積極的に進める。

4) 空間整備について

町の風土・文化を活かした河川及び周辺整備
揖保川「川の駅」構想の実現 ・憩いの水辺空間、やすらぎのある親水公園の設置 ・歩行者用吊り橋の設置 ・高瀬舟の船着場の復活 ・堤防沿い道路に桜の木を植栽、整備等（緑道・緑地整備） “友釣り”発祥の地 PR 活動推進 ・五十波「緑の岩」周辺に PR 標柱の設置 ・川の駅（せせらぎ公園）に緑の岩巨大看板設置

地域資源の観光への活用
「川の駅」構想 揖保川を利用したカヌーやラフティングの場の整備推進 揖保川を生かした周遊可能な歩道・サイクリングロード整備

8 . 一宮町「一宮町振興計画」

テーマ：『いのち育む一宮』

計画期間・・・基本構想： 平成 12 年～平成 21 年度（10 年間）

基本計画：(前半)平成 12 年～平成 16 年度（5 年間）

1) 治水について

治山・治水
河川の整備 ・災害を未然に防ぐためにも総合的な河川改修を関係機関に要望する。

2) 下水道について

下水道の水質保全
汚泥・家畜糞尿処理施設の整備 ・下水処理にともなう汚泥、家畜の糞尿処理によって排出物の効果的な処理を行い、堆肥・肥料化をはじめリサイクル製品への取り組みなど、資源の循環を促進する。。

3) 上水道について

上水道
簡易水道事業の推進 ・水道事業の経営は、合理化・効率化を図り使用料金の適性化に配慮しつつ、健全な運営に努める。また、旧の基準で設置している施設については改良を行い、水需要の増大に対応できるよう整備をすすめる。 住民意識の高揚 ・快適な生活環境を維持するために、水質汚染の監視と水源の保全や水道水の適正な利用について、広報誌を通して住民の理解と関心を深めるなど住民意識の高揚を図る。

4) 環境について

治山・治水
河川の整備 ・河川は、昔の姿を取り戻し、絶滅に瀕している水生生物の生態系を守るとともに、河川清掃による美化活動や水質保全などに努め、「水に親しみ川を愛する」意識の高揚を図り、揖保川の源流の町にふさわしい環境づくりに努める。

5) 空間整備について

観光資源
拠点施設の整備と充実 ・岡城川周辺公園事業におけるレクリエーション施設としての一宮ウッディパークは、岡城川の溪流、森林と野鳥に親しむ、水辺と自然の空間として、動植物と共生する施設整備をすすめる。

9. 波賀町「第4次波賀町振興計画」

『町民のみんなが主役のまちづくり』

計画期間・・・基本構想：平成14年～平成23年度（10年間）

基本計画：（前期）平成14年～平成18年度（5年間）

1) 治水について

治山・治水事業
治水事業の推進 ・適正なダムとの管理と引原川の未改修護岸の整備を県に働きかける。 ・町管理の普通河川は、長期計画を策定し、町が事業主体となり整備を推進する。

2) 下水道について

下水道の管理運営
きれいな水の放流 ・法律に定める水質の確保はもちろん、ふるさとの清流を守るとともに、下流域にわたって、すべてにやさしい環境を確保するため、既存施設を維持管理しながら改良を加えて水質の向上に努める。

3) 上水道について

上水道の安定
安全な水の供給 ・使用量の増大により浄水能力が不足してきた原浄水場に、前処理用の除濁装置を増設し、降雨時などの濁り対策を早急を実施する。 ・老朽化が著しい配水池などの防水塗装工事を平成14年度から5ヵ年計画で実施し、既存施設の保全に努める。 ・減菌装置や計測機器などの更新や定期的な保守点検をさらに充実させ、水質の確保や適正な維持管理に努める。
安定した水の供給 ・波賀町簡易水道の「第2次水量拡張工事」を展開し、原水導水設備の充実や配水池など配水系統の拡充を行い、帰省客や観光客などで使用水量が増加する時季にも安定した給水ができるように努める。 ・施設整備後に増えつづける観光施設に対応するため、鹿伏簡易水道の原水導水設備の拡充を行う。

4) 環境について

自然環境の保全
環境意識の高揚 ・環境美化運動やホタルの保護活動などの啓発活動を推進し、町民の環境意識の高揚を図るとともに、資源リサイクル、省エネルギー、環境にやさしい商品の利用など、地球環境問題に関する日常的な取り組みについて普及・啓発に努める。 自然にやさしい取り組み ・河川工事などにおける多自然型工法の採用や、自然環境の復元と生き物とのふれあい空間の整備(ビオトープ)など、特色のある環境保全の取り組みを行う。

快適な環境のための整備
引原川などの河川公園化の推進 ・町道河東線沿い(今市地区等)の引原川整備を県に働きかけ、引原川の清流を守り、美しく、うるおいのある水辺空間を整備する。 ダム湖周辺の公園整備 ・カヌー教室などの湖面利用と併せ、音水湖(引原ダム)周辺に都市との交流の場づくりを推進する。

5) 空間整備について

観光・レクリエーション産業の展開
観光施設の整備拡充 ・漸次変化する観光客のニーズを的確に把握し、魅力的な観光地とするため、既設施設の高効率活用をはじめ、農地や森林の利用、河川の活用などによる観光施設の整備、拡充を図り、観光入込客の増加に努める。

10. 安富町「安富町第3次総合計画」

テーマ：『住みやすく 安心できる快適で活気のある町』

計画期間・・・基本構想：平成8年～平成17年度(10年間)

基本計画：(後期)平成13年～平成17年度(5年間)

1) 治山・治水について

治山・治水施策の展開
未改修河川の整備促進 ・河川の未改修区間の整備を促進し、住民の生命と財産を災害から守るとともに、安らぎと憩いの場となるよう努める。

2) 下水道について

生活排水（排水処理）
小型合併処理浄化槽の設置促進 ・小型合併処理浄化槽の設置促進を図り、生活排水処理率向上をめざす。また、一括維持管理の早期実現に向けて検討を進め、良好な生活排水処理対策に努める コミュニティ・プラント事業の推進 ・コミュニティ・プラント事業等の整備を図り、生活排水処理率の向上に努める。

3) 水道について

水道（水の供給）
安全でおいしい水の安定供給 ・ほぼ全世帯に普及している簡易水道による安全でおいしい飲料水の安定供給を確保するため、新水源の確保、施設の整備、維持管理の充実に努める。 水道施設全体の見直し ・土地利用方針や規制・誘導方策等を考慮しつつ、また、上水道への移行をにらみながら新たな水道施設の整備計画を策定する。

4) 環境について

花とホタルの町
ホタルの保護 ・ホタルの養殖を継続していくとともに、河川の清掃などホタルの生育に配慮した保護活動を推進する。